

【登園の目安】

- 園児・職員本人が感染し入院した場合⇒軽症の場合は10日間の入院後、退院となり、
翌日から原則的には行動の制限なし
 - 園児・職員の同居家族が感染し入院した場合⇒園児・職員のPCR検査陰性の日から2週間自宅待機して
健康観察をして問題なければ行動制限なしとなる
 - 園児・職員の同居家族が感染し自宅療養となった場合
⇒陽性者は10日間の自宅療養となる。同居家族はその間一緒に自宅待機したのち、
更に2週間自宅待機して健康観察をして問題なければ行動制限なしとなる。
- ※陽性者は軽症の場合は、発症から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過すれば元の生活に
復帰してもよい（厚生労働省 ガイドラインより）
- ※上記は、あくまでも目安であり、症状の有無・程度により変化するものであるので、保健所や市の指示を
仰ぎながら対応していく